

MARINE SAFETY ADVISORY NO. 26 – 20J

To: Owners/Operators, Masters, Nautical Inspectors, Recognized Organizations

Subject: COVID-19 – SEAFARER EMPLOYMENT AGREEMENTS

Date: 15 July 2020

本書はコロナウイルス感染症(COVID-19)禍にあって(困難を極める)船員の(下船)帰国実現の為に弊局の提案を纏めたものです。

先例のない今般の事態には、前もって準備された計画対応が要となります。弊局は雇用(乗船期間)契約書の延長について、当該乗組員と船主の同意があればその延長を認めています(MARINE NOTICE No. 7-052-2参照)が、(雇用者は)契約上の責任を果たし、(乗組員の心身)疲労を避ける為に、乗組員(下船)帰国へのあらゆる努力を払わなければなりません。運航者は(雇用)延長期間終了前に(該当船員の)帰国の為の手立てを検討し用意をしてください。

乗組員の交替、(下船者の)帰国が難しく、船員雇用契約書が延長された、或いはCOVID-19禍による諸制限で延長が予定されている場合、運航者は以下について対応することが求められます：

1. (該当船員の)帰国計画書(既存のものとは違ったCOVID-19禍による諸制限を考慮した計画書の準備が必要)の作成。ポートステートコントロール(PSC)によってはこの計画書を弊局と共有(弊局の審査・承認)することを求めていること念頭に置いてください。
2. PSCの要請次第で提示出来る様、「該当船員の(雇用期限内)帰国」に尽力したことを示す記録の本船保管。
3. 該当船員が「船上勤務期間延長」について(船主側より)相談を受け、「(乗船継続中の)資格・権限の保証」及び「帰国の為の計画」について説明を受けた事を示す記録の本船保管。

運航者の皆様には、この世界的感染拡大が何時収束に向かうか予測困難な中で、上記対応を「乗組員の交替・帰還手順」に含める事が求められます。また、運航者の皆様は今一度、12ヶ月を超えて連続乗船する乗組員の心身疲労の危険性について注意を払って下さい。あるPSCでは本船出港前に(当該港より)該当船員を帰国させる様、求めています。短期雇用船員にもその乗船期間が契約期間の50%を超えた時点で同様の対応を払う様にして下さい。

不可避な船員雇用契約書延長が原因でPSCより指摘を受けた場合は、弊局 seafarers@register-iri.com まで当該PSCと同地区内所在の弊局地区事務所へのコピー配信を含めお知らせください。

MSA No. 26-20J

注) 本和訳をご参照頂き易い様に用意されたものでマーシャルアイランド海事局発行の公式文書ではありません。本和訳とマーシャルアイランド海事局発行の公式英語版内容に齟齬が生じた場合は常に英語版を正とします